

# 図書館と著作権と資料の複写

## (その6)

今回は、図書館を離れ、学内のコピーコーナーやコンビニでの複写が「著作権法」のどのような条文に基づいているかを説明しましょう。まず「第30条」の条文をご紹介します。

-----著作権法

### 第五款 著作権の制限 (私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用するものが複製することができる。

一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合

二 技術的保護手段の回避（技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることを行う。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようにした複製を、その事実を知りながら行う場合

三 著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器（放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。）であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

-----

法律文書というのは、一読しただけでは内容が理解できないものが多いのですが、ひらたく言えば、第30条は「個人や家庭内などの限られた範囲での私的使用には、作者の許可がなくても著作物を複製できる」という内容なのです。ここでいう複製とは、図書や楽譜の複写、CDの録音、テレビやラジオ番組の録画・録音等を指します。皆さんが日常的に行っている行為が多く含まれていますね。以前、この欄でも説明したように、著作権法は著作権者等の権利の保護を図ることが第一の目的ですが、その公正な利用に留意することも規定されています。そのため、一定の条件を満たせば著作物を許可なく複写できるという第30条の規定は、著作物の特性や利用形態等の観点から、私たちの社会や文化を円滑に動かしていくための大事な「制限規定」といえます。

「個人的又は家庭内…限られた範囲内での私的使用」には明確な基準があるわけではありません。でも、かなり狭い範囲内と考えるのが本来の趣旨です。自分自身や家族のため、友人間の楽しみのための複製なら認められています。しかしサークル等の利用で50部もの複製を行うとすれば、それは明らかに逸脱しているとみなされます。また、ある複写物が、個人の趣味や楽しみのための複写なのか、仕事上で必要な複写なのか曖昧な場合もあるでしょう。「私的な使用とはどこまでか」という問題は、今なお解決しきれない問題となっています。

なお、コンビニのコピー機は、第一項第一号にいう「公衆の…自動複製機器」にあたりますが、下記に示す附則により、「当分の間」その適用を除外されています。

### 附則 (自動複製機器についての経過措置)

第五条の二 著作権法第三十条第一項第一号及び第百十九条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。

-----

この第30条は、1970年制定後、2009年までの間に、一部改正および第1項1-3号、2項の追加という経過を経て、その適用範囲が徐々に限定されてきました。次号以降では、その内容と背景についてみていきましょう。

(hm)